

令和4年度消費者教育の取組方針について

- 1 消費者教育推進上の各主体事業数
全 58 事業（資料 6 「令和 4 年度事業一覧」 参照）
- 2 消費者教育推進上の重点目標別の事業実施状況（再掲含む。資料 7 「沼津市消費者教育推進計画 令和 4 年度事業取組状況 集計結果」 参照）

No.	重点目標	該当事業数（再掲含む）				
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1	推進法の趣旨及び「消費者市民社会」の意義の普及・啓発	51 事業	50 事業	49 事業	43 事業	44 事業
2	各主体への意識付け及び実践方法の普及	28 事業	28 事業	28 事業	22 事業	24 事業
3	高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携強化	35 事業	35 事業	35 事業	34 事業	36 事業
4	若年者に対する消費者教育の充実	52 事業	51 事業	51 事業	45 事業	46 事業
5	消費生活センターの拠点化	19 事業	20 事業	20 事業	20 事業	20 事業
		計 185 事業	計 184 事業	計 183 事業	計 164 事業	計 170 事業

3 令和 4 年度消費者教育における重点取組

令和 4 年度も新型コロナウイルスの影響で、予定通りに実施できない事業取組も予想されるが、感染拡大防止に注意しながら、上記、重点目標別の事業実施状況を踏まえ、以下 4 つの取り組みを推進する。

(1) 消費者市民社会をふまえた消費生活に関する情報集約・発信…重点目標 1, 2, 5

- 各主体で実施されている各事業について情報を集約。
- ホームページや Facebook ページ等を活用して情報発信を継続して行う。
- 各事業について、消費者教育との関係を整理。

< 7 月末時点での主な実績 >

- ・沼津市生活安心課 Facebook ページでの随時情報発信。
- ・当センター作成の啓発チラシ「たからっこ通信」や啓発リーフレット等を消費者協会や民生委員児童委員等に提供および庁舎内外で配架。
- ・広報紙を活用して消費者トラブル防止の啓発を実施（年 4 回予定。第 1 回目は「消費生活センターからのお知らせ」と題し、成年年齢引き下げに関するトラブル等について掲載）。
- ・5 月の消費者月間にあわせて庁舎 1 階掲示板等を活用し、市民に対して情報発信を実施。

【後半に向けて】

- ・各種媒体を活用した継続的な情報発信。
- ・「たからっこ通信」の継続作成と配布。
- ・新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでも、感染拡大防止対策は今後も続けていかなければならないため、コロナ禍以前と同規模まで市民と直接的に接する機会は増えないと予想される。そのため、情報発信を強化していく。

(2) 高齢者見守りに向けた地域団体、関係各課、地域包括支援センター等との連携強化
…重点目標 3

- 地域包括支援センターに対し、悪質商法・詐欺等の発生に関する情報共有の強化と出前講座等啓発活動への協力等を継続要請。消費生活センター啓発チラシの配架依頼。
- 公共施設や地区センター等への啓発チラシの配架。
- 関係各課が実施するイベント等で啓発チラシの配布。
- 一人暮らし高齢者向け啓発チラシ等提供。

< 7月末時点での主な実績 >

- ・長寿福祉課を通じて4月に地域包括支援センター運営会議にて連携強化の依頼文を提出。
- ・情報共有：7月末時点で消費生活に関する情報は2件
- ・出前講座：7月末時点で高齢者向け実施8件 151名
- ・悪質電話対策機器購入費等補助事業：7月末時点で申請件数16件

【後半に向けて】

- ・情報共有の継続。
 - ・高齢者及びその関係者（地域包括支援センター職員等）に対しての出前講座の継続。
 - ・民生委員児童委員において一人暮らし高齢者実態調査時に悪質電話対策機器購入費等補助事業を紹介。
 - ・例年実施している、県作成啓発チラシの組回覧（自治会協力）や高齢者関連イベントにおける啓発チラシ送付（長寿福祉課、各地域協力）等を通じ、高齢者への最新のトラブル情報提供や消費生活センターの周知を図る。
- ⇒ 主管課の判断を仰いで感染拡大防止に注意を払い、可能な限りで実施していく。

(3) 若年者に対する消費者教育の充実…重点目標 4

- 市内の中・高等学校、専門学校等に対し、消費者の相談窓口としての消費生活センターの存在や出前講座、啓発チラシや啓発リーフレット、たからっこ通信の提供等により、事業周知を図る。
- 若年者（特に高校生）に対し、昨年度と同様に継続した出前講座開催を図る。（売買契約の基礎やクーリング・オフ等の消費者保護、成年年齢引下げによる未成年者取消権消失の注意点等。）
- センターに寄せられた若年者からの相談のうち、被害拡大や啓発の必要性があるもの（通販やインターネットのトラブル等）について、情報発信に努める。

＜7月末時点での主な実績＞

- ・7月1日号の広報紙に成年年齢引き下げをテーマに記事を掲載。
- ・出前講座：7月末時点で実施3件632名（高校生向け）

【後半に向けて】

- ・各校の需要に合わせた出前講座の開催（授業、LHR、学年集会、リモート型等）
 - ・市内の全学校に対する啓発リーフレット等の配布。
 - ・消費生活センターに寄せられた、若年者のトラブル事例の紹介。
- ⇒主管課の判断を仰いで感染拡大防止に注意を払い、可能な限りで実施していく。

（4）消費者教育の担い手育成、消費生活センターの周知…重点目標5

- 消費生活サポーター養成講座により、地域の消費者教育・見守りの担い手を養成・相互に連携していくことで消費者被害の未然防止や相談者を速やかに消費生活センターに案内する仕組みを構築していく。
- 広報紙、市HP、Facebook等の各種媒体での情報発信やくらしのセミナーや出前講座等を継続して実施し、より多くの市民に消費生活センターの存在を認知してもらうように、各事業を推進していく。
- 消費生活展における周知。

＜7月末時点での主な実績＞

- ・6月に消費生活サポーター宛に啓発チラシ等を送付。過去に周辺住民にも啓発したいと申し出があったサポーター（3名）には個別で資料を追加提供。
- ・沼津市生活安心課 Facebook ページや広報紙で、消費生活センターのPRを実施。
- ・消費生活展の開催に向けた関係者向けアンケートを実施。

【後半に向けて】

- ・消費生活サポーター登録者に対して、消費者被害の未然防止や相談者を速やかに消費生活センターに案内できるよう、啓発チラシ送付等の情報発信を随時行う。
 - ・令和5年2月に開催予定の消費生活展における効果的な啓発方法の検討。
 - ・過去の出前講座で使用した教材の見直しや最新化を消費生活センター内で進めて、出前講座のスキルアップを図る。
- ⇒今年度も、くらしのセミナーと消費生活サポーター養成講座を一つにまとめて開催する等、集合型イベントの開催数を制限して、人の移動を減らす方法を検討する。

参考：「出前講座の実績状況」

	H30		R1		R2		R3		R4(7月末時点)	
小学校	23回	643名	22回	551名	0回	0名	11回	307名	0回	0名
中学校	1回	13名	0回	0名	0回	0名	0回	0名	0回	0名
高等学校	5回	256名	14回	1,028名	10回	935名	10回	1,540名	3回	632名
専門学校	2回	566名	3回	658名	0回	0名	0回	0名	0回	0名
自治会等	25回	784名	17回	623名	2回	45名	7回	330名	8回	151名
計	56回	2,262名	56回	2,860名	12回	980名	28回	2,177名	11回	783名